

別紙

武蔵野市特別職報酬等審議会

答 申 書

令和 7 年 1 月

令和 6 年度武蔵野市特別職報酬等審議会答申

1 はじめに

本審議会は令和 6 年 10 月 21 日、武蔵野市特別職報酬等審議会条例第 2 条の規定に基づき、市議会議員の議員報酬の額並びに期末手当の額、および市長、副市長等の給料の額、期末手当の額並びに退職手当の額について諮問を受けた。本審議会は、都内の他市区における報酬等の状況及び最近の社会経済情勢などに関連する諸情勢について、広範な角度から審議した。

2 審議会における論点

社会経済情勢は、円安等に起因する物価の高騰が続いており、ロシアによるウクライナ侵攻や中東で続く紛争など、海外経済の動向とあわせて先行きに不透明感のある状況が続いている。

一方で雇用・所得を取り巻く状況として、民間企業の賃金上昇がここ数年続いており、公務員給与についても、国の人事院勧告や東京都人事委員会勧告で給料の引き上げが示されている。

本市の財政状況は、社会保障給付費の増大や公共施設の更新など、財政支出の増加要因もあり、今後の財政の動向に注視する必要があるが、現状では市税収入が堅調に伸びており、基金残高も高い水準にあるなど健全な状況と言える。

市長、副市長等の給料月額、平成 23 年 4 月に過去 10 年間の常勤一般職の減額改定率を反映させ、市長は 4 万円、副市長は 3 万 5 千円、教育長、監査委員は 3 万円の減額改定が行われた。平成 27 年 4 月に教育長の職責の変更に伴い、教育長の給料月額が 3 万円増額改定されたが、それ以外は現在に至るまで、社会経済情勢などを考慮したうえで据え置きとなっている。

今回は、平成 23 年度の改定時から現在に至るまでの 13 年間の常勤一般職の改定率や、令和 4 年度以降の消費者物価指数などに見られる社会経済情勢から鑑みて、反映させるべき要素を議論した。

常勤一般職の給料月額については、前回の審議会以降の東京都人事委員会勧告では、民間従業員の給与との比較や、生計費などを総合的に勘案し、令和 5 年度は 0.88%、本年度は 2.59%の公民格差が示され、その公民格差を解消するため、各年度においてそれぞれ給料表の増額改定が行われた。市長、副市長等の給

料月額、他市との比較においては特段に高い水準にあるわけではないことや、社会経済情勢も踏まえ、増額することが妥当との意見となった。

議員の報酬月額については、平成8年度以降改定が行われていない状況である。審議会において議員報酬について議員ヒアリングを実施した中では、現在の社会経済情勢や、若い世代の人材確保も考慮して、報酬月額は引き上げるべきとの意見が複数ある一方で、現状での報酬月額の引き上げは、市民からの理解を得られないなどの理由で、現状維持が妥当との意見も複数あった。

また、本審議会の諮問事項ではないが、政務活動費については増額や SNS 等を含めた使途範囲の拡大を希望する意見が出た。

それら議員ヒアリングを踏まえての議論においては、他市との比較や社会経済情勢を踏まえると、議員の報酬月額を増額することが妥当との意見が多数であった。特に、議長については、副議長や議員に比しての職務及び職責の状況を鑑み、より大きな差異を設けるべきとの意見となった。

市長、副市長等及び議員の期末手当の支給月数については、常勤一般職との年収における均衡も鑑み、現行通り常勤一般職の期末・勤勉手当の支給月数を合計した月数とすることが妥当との意見となった。

市長、副市長等の退職手当の支給割合については、他市との比較において均衡を失しておらず、現行通りとすることが妥当との意見となった。

3 結 論

今回の本審議会では、物価高騰や賃金上昇の状況、人事院勧告や東京都人事委員会勧告による公務員給与の上昇に加え、市議会議員、市長、副市長等の特別職の職務・職責及び議員ヒアリングを通して認識した議員の活動などを総合的に勘案し、以下のとおりとすべきとの結論に達した。

(1) 市長、副市長等の給料月額及び議員の報酬月額については、増額の改定を行うことが妥当である。また、議長の報酬月額については、その職務・職責の状況を踏まえて、副議長や議員に比して一層の増額改定を行うことが妥当である。額については別表のとおりとすることが適当である。

(2) 市長、副市長等及び議員の期末手当の支給月数については、現行通り常勤一般職の期末・勤勉手当の支給月数を合計した月数とすることが妥当である。

(3) 市長、副市長等の退職手当の支給割合については、現行通りとすることが妥当である。

4 付記事項

○本審議会は、社会経済情勢や状況の変化に応じ報酬等のあり方を審議するため、引き続き原則2年に1度を目途に定期的を開催すべきとするが、社会経済情勢が著しく変化する場合は、必要に応じて開催すべきことを付言する。

本審議会の審議に参加した委員は、次のとおりである。

会 長	高 橋 勇	(武蔵野商工会議所会頭)
会長代理	森 雄 一	(成蹊大学学長)
委 員	井 澤 由紀子	(武蔵野市コミュニティ研究連絡会)
委 員	伊 藤 恵 子	(武蔵野市人権擁護委員)
委 員	坂 井 健 司	(武蔵野市商店会連合会会長)
委 員	土 屋 美恵子	(前武蔵野市議会議長)
委 員	富 澤 里 美	(東京税理士会武蔵野支部支部長)
委 員	中 嶋 桂	(武蔵野青年会議所理事長)
委 員	中 嶋 伸	(武蔵野市医師会会長)
委 員	吉 川 利之助	(日本労働組合総連合会多摩東部第一地区協議会議長)

審議会は次のとおり開催された。

第1回	令和6年10月21日
第2回	令和6年12月2日
第3回	令和6年12月16日

【別表】改定額（月額）

区分	現 行 額	改 定 額	引上げ額
市 長	1, 0 3 0, 0 0 0円	1, 0 6 1, 0 0 0円	3 1, 0 0 0円
副 市 長	8 6 5, 0 0 0円	8 9 1, 0 0 0円	2 6, 0 0 0円
教 育 長	8 1 0, 0 0 0円	8 3 4, 0 0 0円	2 4, 0 0 0円
監査委員	7 0 0, 0 0 0円	7 2 1, 0 0 0円	2 1, 0 0 0円
議 長	6 7 0, 0 0 0円	6 9 0, 0 0 0円	2 0, 0 0 0円
副 議 長	6 0 0, 0 0 0円	6 1 2, 0 0 0円	1 2, 0 0 0円
議 員	5 5 0, 0 0 0円	5 6 1, 0 0 0円	1 1, 0 0 0円